

釜石市産野生わらびの集出荷に係る管理要領

(目的)

第1条 令和5年2月17日付けで釜石市産野生わらびは国から岩手県を通じ出荷制限が解除されたことに伴い、釜石市産野生わらびの集出荷に係る取扱いについて、岩手県における管理計画に基づき必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この管理要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「生産者」とは、自ら野生わらびを採取する者をいう。
- (2) 「集出荷者」とは、自ら販売する生産者並びに生産者から野生わらびを集荷し、市場、小売店等に出荷する者をいう。
- (3) 「検査」とは、安全な野生わらびを販売するために必要な放射性物質濃度の測定検査をいう。

(検査)

第3条 集出荷者は、釜石市産野生わらびについて毎年初回の販売前に、その検体200gを採取し、岩手県沿岸広域振興局に検査申込みをする。なお、検査申込みをする際は、事前に岩手県沿岸広域振興局に連絡をする。

2 前項の検査を受けたのち、集出荷者は、放射性物質濃度基準値100Bq/kg以下であることをもって、安全であることを確認する。

(台帳の管理及び届出等)

第4条 前条2項により安全が確認されたら、集出荷者は、釜石市産野生わらび集出荷者台帳(様式第2号。以下「台帳」という。)、生産者の情報(様式第3号)を作成する。

2 集出荷者は、台帳、生産者の情報を作成したとき、又はその内容を変更したときは、速やかに、釜石市産野生わらび集出荷(変更)届出書(様式第1号。以下「届出書」という。)に、台帳、生産者情報を添え、釜石市に届け出ること。

3 釜石市は、前項の届出があったときは、台帳、生産者の情報の記載内容や検査結果等を確認し、不備がないと認められるときは、届出書の下欄に市の受付印を押印し、台帳番号を記載の上、受理する。なお、届出書、台帳及び生産者の情報の原本は市で保管し、その写しを集出荷者及び岩手県沿岸広域振興局に送付するものとする。

(販売の許可)

第5条 前条3項により、集出荷者は、届出の写しが送付されたことをもって釜石市産野生わらびの販売を許可する。

(管理簿の管理)

第6条 集出荷者は、生産者から釜石市産野生わらびを集荷した際には、その都度、釜石市産野生わらび採取等管理簿(様式第1号別記)に記録し、保管すること。

(販売前確認)

第7条 集出荷者は釜石市産野生わらびを販売する前に、台帳に登録済の生産者が登録内容のとおり採取したものであるかを確認し、販売単位ごとに品目、採取地、採取日、生産者の住所・氏名を表示したものを商品の近くに掲示したうえで販売する。

附 則（令和5年2月17日部長決裁）

この要領は、令和5年2月17日から施行する。